

○氷見市妊産婦医療費の助成に関する条例

昭和48年6月27日

条例第19号

改正 昭和59年9月29日条例第29号

平成4年9月21日条例第28号

平成6年9月22日条例第28号

平成6年9月22日条例第32号

平成9年3月21日条例第7号

平成10年3月18日条例第6号

平成14年12月20日条例第28号

平成19年3月20日条例第8号

平成20年3月18日条例第13号

平成24年9月20日条例第27号

平成28年9月21日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、妊産婦の医療費の一部を本人に助成することにより、母子の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「妊産婦」とは、妊娠中又は出産後1年以内の女性をいう。

2 この条例において「生計維持者」とは、妊産婦に配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がある場合にあっては当該妊産婦又はその配偶者のうちその生計を維持する程度の高い者、妊産婦に配偶者がいない場合にあっては当該妊産婦本人をいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(助成対象)

第3条 市長は、氷見市の区域内に住所を有する妊産婦(以下「対象者」という。)が、妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患又は切迫早産(以下「対象疾病」という。)について医療(医療保険各法の規定による医療に関する給付の対象となるものに限る。以下同じ。)を受ける場合、対象者に対し、当該医療に係る医療費の一部を助成するものとする。ただし、対象者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けているときは、この限りでない。

(受給資格の登録等)

第4条 医療費の助成を受けようとする者は、規則の定めるところにより市長に申請し、受給資格の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の登録を行ったときは、その登録を受けた者(以下「受給権者」という。)に対し、その旨を証する証票(以下「受給資格証」という。)を交付するものとする。

3 受給権者は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において対象疾病について医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に受給資格証を提示しなければならない。

(助成の範囲)

第5条 市長は、受給権者が対象疾病について医療保険各法の規定による医療に関する給付等(療養の給付その他規則で定める支給に限る。)を受けたときは、当該医療に要する費用の額から次に掲げる額を控除した額を助成するものとする。

- (1) 医療保険各法の規定により保険者、日本私立学校振興・共済事業団又は共済組合が負担する額
- (2) 前号に掲げる保険者、日本私立学校振興・共済事業団又は共済組合が保険給付に併せて、これに準ずる給付を行う旨の定めをした場合は、その規定に基づき給付を受けることができる額
- (3) 他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付を受けることのできる場合は、その額

(助成対象期間)

第6条 医療費の助成対象となる期間は、第4条第1項の申請を市長が受理した日の属する月の初日から出産(流産及び死産を含む。)した日の属する月の翌月末日までとする。

(助成の方法)

第7条 医療費の助成は、助成する額を保険医療機関等に支払うことによつて行う。ただし、富山県外の保険医療機関等で医療を受けた場合、医療保険各法の規定による療養費又は家族療養費の支給を受けた場合その他市長が特に必要があると認めた場合は、受給権者に支払うものとする。

(届出の義務)

第8条 受給権者は、次のいずれかに該当する場合は、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 受給資格を喪失した場合
- (2) 住所、氏名その他規則で定める事項を変更した場合

(助成額の支給制限)

第9条 市長は、対象者が、対象者の疾病又は負傷について、損害賠償を受けたときは、その額の範囲内において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の行為により医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 対象者は、この条例に基づく医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則(昭和59年9月条例第29号)

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則(平成4年9月条例第28号)

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

附 則(平成6年9月条例第28号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成6年9月条例第32号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成9年3月条例第7号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年12月条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 市長は、この条例の施行の前においても、この条例による改正後の氷見市妊産婦医療費の助成に関する条例第3条第2号に掲げる事由の確認等に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

附 則(平成24年9月条例第27号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成28年9月条例第22号)

(施行期日)

## 氷見市妊産婦医療費の助成に関する条例

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。